

# ゆたか



No.146

2014.1.25



CONTENTS

- 01 年頭所感
- 03 新年のごあいさつ
- 04 平成26年度税制改正に関する提言(重点項目)
- 06 国税だより
- 11 県税だより
- 16 法人会の活動
- 25 新会員ご紹介





税に強くなる。私  
たちは、法人会です。



法人会

法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。

TEL: 03-5621-1111

法人会

総務



## 年 頭 所 感

(公社)大分法人会 会長 矢野 利幸

新年あけましておめでとうございます。

平成26年の年頭に当たり、会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

我が国経済は、政府によるデフレ状態からの早期脱却と経済の再生に向けた政策の実施により、景気は緩やかな回復基調にあるといわれておりますが、地方経済は全国テンポと比べるとまだまだの感があります。

また、本年4月1日からは、消費税の引き上げによる、景気への悪影響が懸念されているところでもあります。

ご承知のように法人会は、昨年4月1日から「公益社団法人大分法人会」として、新たな第一歩を踏み出しました。法人組織の変更と、新しい公益制度の基で、税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動、税に関する整備改善等を図ることを目的とする事業をこれまで以上に展開します。また、地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業の展開・支援を行ってまいります。

更に、多種多様な業種の企業経営者が集う法人会は、異業種の交流の場として、新たな事業展開のヒントを得られるなど、会員企業の繁栄と事業の発展、地域の活性化の役割を果たすため、会員交流事業も積極的に推進してまいります。

どうか本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶といたします。



# 謹賀新年



副会長 首藤 伊佐樹  
（株）大分放送



会長 矢野 利幸  
（株）ヤノメガネ



副会長 平倉 二三雄  
（株）平倉建設



副会長 杉原 正晴  
大分交通（株）

本年もどうぞ  
よろしく  
お願い申し  
上げます



副会長 角山 光邦  
（株）角山商店



副会長 鈴木 崇之  
（株）大分銀行



## 新年のごあいさつ

大分税務署長 渡邊 貴昭

新年あけましておめでとうございます。

平成26年の年頭に当たり、公益社団法人大分法人会並びに会員の皆様方に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、御家族ともども健やかな新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げますとともに、日頃から税務行政全般にわたり格別の御理解と御協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、小中学校での租税教室や経営税務セミナーの開催等、税に関する活動に積極的に取り組まれるほか、社会貢献活動等を通じて地域企業及び地域社会の健全な発展に大きく貢献されておられます。

とりわけ、税の啓発活動の一環として、毎年11月に行われているトキハ本店前での「税を考える週間・e-Tax利用促進」の街頭広報につきましては、役員の方々をはじめ青年部会・女性部会の皆様方の御尽力のもと大分法人会の税に関する事業の恒例事業となっております。

こうした活動への取組は、矢野会長をはじめとする役員の方々のひたむきな情熱と、会員の皆様方の法人会活動に対する温かい御理解があつてはじめて成し得るものであり、心から敬意を表する次第であります。

また、平成25年4月に公益社団法人として、改めて高い公益性を有する団体であることが認められ、より高いステージで公益事業を中心に活発な事業活動を展開されていると伺っております。

私どもといたしましても、公益社団法人としての事業目的が達成されますよう、出来る限りの支援をしてみたいと考えております。

ところで、最近の税務を取り巻く環境は、少子高齢化をはじめとした社会構造の変化、経済取引の広域化、国際化の進展などの経済構造の変化、そしてICT化による高度情報化社会の進展などにより大きく変化しております。

また、昨年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法及び本年4月施行の改正消費税法に加え、本年1月からは記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、国民の皆様は税務行政に対する関心はますます高まっております。

こうした中、税務行政に携わる私どもといたしましては、社会経済の変化に的確に対応し、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」という国税庁の任務をしっかりと果たし、国民の皆様の負託に応えていく必要があると考えております。

間もなく確定申告の時期を迎えますが、法定調書の提出や個人の確定申告書等の提出につきまして会員の皆様方をはじめ、従業員の方々のe-Taxを利用した早期の申告と期限内納付に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、新しい年が公益社団法人大分法人会にとりまして更なる飛躍の年となりますとともに、会員の皆様方の御健勝と事業のますますの御繁栄を心から祈念しまして新年のごあいさつといたします。

# 平成26年度税制改正に関する提言（重点項目）

## 1. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方について

### (1) 社会保障制度のあり方

社会保障は、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要である。また、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないことを求める。

### (2) 行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のためとは言え、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。国・地方は「先ず隗よりはじめよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。特に、国・地方における議員定数と歳費の削減、および公務員の人員と人件費の削減は急務であると考えらる。

### (3) 財政健全化に向けて

聖域なき歳出削減が不可欠であり、財政健全化目標達成に向けた具体的方策と工程表を示すこと。

### (4) 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げにあたっては、景気に配慮すること。また、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、消費税転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとること。

## 2. 法人税率の引き下げ

### (1) 法人実効税率20%台の早期実現

### (2) 軽減税率15%の本則化と適用所得金額を1,600万円程度に引き上げ

## 3. 事業承継税制の拡充

### (1) 「相続税および贈与税の納税猶予制度」について要件緩和と充実

- ・株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合を100%に引き上げ
- ・5年経過時点で納税猶予を免除する制度に改める
- ・対象会社の拡大

### (2) 事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

## 平成26年度税制改正に関する提言(要点より抜粋)

### 1. その他中小企業の活性化に資する税制措置

#### (1) 中小企業の活性化に資する税制措置の本則化

「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価格の損金入の特例」措置は本則化するとともに、成長戦略の一環として以下のとおり制度の拡充を求める。

##### ①中小企業投資促進税制の拡充

- ・特別償却率及び税額控除率の大幅引き上げ
- ・対象設備を拡充したうえ、「中古資産」を含める
- ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億以下に」に引き上げ

##### ②少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、損金算入の上限(合計300万円)を撤廃

#### (2) 交際費課税の見直し

平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限(平成25年度末)の延長を求める。また、資本金規模に関わらずすべての企業を対象とすべきである。

#### (3) 役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入
- ②同族会社も利益連動給与の損金算入

(公益財団法人 全国法人会総連合)



▲ 釘宮市長に提出する矢野会長



▲ 板倉市議会議員に提出する矢野会長

# 国 税 だ よ り

## 平成25年分所得税等確定申告のご案内

**場所：確定申告会場（大分商工会議所ビル6階）**

- 所得税・消費税（個人事業者）・贈与税の申告相談と受付
- 期間：2月17日（月）～3月17日（月）  
※土曜日及び日曜日は開設していませんが、2月23日（日）及び3月2日（日）は、通常どおり開設します。
- 受付時間：午前9時から午後4時まで

（注）確定申告会場に関するお問い合わせは、大分税務署へお願いします。

（大分商工会議所へのお問い合わせはできません。）

大分税務署 Tel.097-5332-4171  
（自動音声案内）



※確定申告会場をご利用の際は、公共交通機関でお越しください。

なお、最寄りのバス停は、「舞鶴町」です。  
※税務署内には確定申告会場は開設しておりません。（「確定申告会場」をご利用ください。）

## 自宅で申告書を作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成することができます。  
税務署への提出は、①電子申告（e-Tax）でデータを送信又は、②印刷して提出のいずれかにより申告できます。詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）やe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

## 確定申告に関するご相談は確定申告電話相談センター「0」番へ！

熊本国税局では平成26年1月20日（月）から平成26年3月17日（月）までの期間、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告に関するご相談等に電話でお答えしております。

最寄りの税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件をお話ください。申告会場や受付時間などの問い合わせにはオペレーターがお答えするほか、問い合わせの内容等により、電話を転送し、職員等がお答えいたします。

なお、時間帯によっては、電話が繋がりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

大分税務署（Tel.097-5332-4171）※自動音声案内



# 消費税法改正等のお知らせ

平成25年11月  
国 税 庁

## I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

### 1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

### 2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

### 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力がつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記URL）をご覧ください。

URL <http://www.cao.go.jp/tenkatasaku/index.html>

#### 消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9:00~17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

### 3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

#### ○ 制度の概要

その事業年度の基準期間<sup>(注)</sup>がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高がら億円を超えていること。

#### ○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

### 4 任意の中間申告制度の創設

#### ○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>(注1)</sup>から、自主的に中間申告・納付<sup>(注2)</sup>することができることとされました。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額より中間申告・納付することができます。

#### ○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

#### 留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。
  - ※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。
  - ※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります）。

### 5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保稅地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保稅地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

## 主 な 経 過 措 置 の 概 要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。  
 （注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経 過 措 置 の 内 容	
<p>① 旅客運賃等                      平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等                      継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等                      平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け                      平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供                      平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供                      * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等                      平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞                      不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日以前であるものうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの  <small>※平成25年10月30日政令304号により、雑誌は、経過措置の対象から除外されました。</small></p>	
<p>⑧ 通信販売                      通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム                      平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

## Ⅱ 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

### ○ 制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

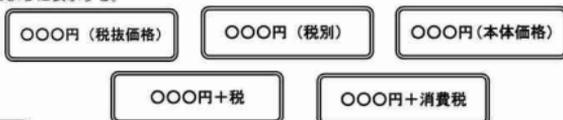
なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

### 【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

#### 例 1

直札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。



#### 例 2

個々の直札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

① 国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「総額表示義務の特例措置に関する事例集（税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例）」を掲載しています。上記以外の事例も紹介していますので、そちらをご覧ください。

## Ⅲ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正

### ○ 制度の概要

平成26年4月1日以後に行われる総額表示義務の対象となる取引について、総額表示を行っている場合において、その取引に係る決済上受領すべき金額を税込価格を基礎として計算することができなかったことにつきやむを得ない事情があるときは、経過措置として、当分の間、旧消費税法施行規則第22条第1項<sup>(注)</sup>の規定を適用することとされました。

また、上記Ⅱの総額表示義務の特例措置の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして、この経過措置の適用を受けることができることとされました。

(注) 消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年9月30日財令第92号）により、廃止された消費税法施行規則第22条第1項をいいます。

### ○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等から適用されます。

① 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の具体的な取扱いについては、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正について」を掲載していますので、そちらをご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しく知りたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

# 県税だより

従業員の個人住民税を  
特別徴収していない事業主の皆様へ

平成26年6月から  
従業員の個人住民税は  
特別徴収となります。

## 給与からの特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収し納入していただく制度です。

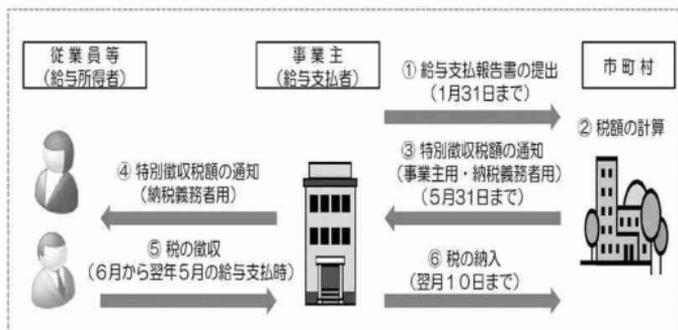
※地方税法第321条の4及び各市町村の条例により定められています。

## 特別徴収は従業員に以下のようなメリットがあります

- ① 従業員が自ら金融機関に出向き納税をする手間が省けます。
- ② 給与から引かれるので、納め忘れがありません。
- ③ 毎月の給与から年12回に分けて引かれるので、1回当たりの負担が少なくなります。  
(特別徴収でない場合は、原則として1年分を4回で納めていただきます)

## 特別徴収は事業主の方に税額を計算していただく必要はありません

個人住民税は、前年中の所得に対して課税されるため、所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。



※既に特別徴収をしている事業主の皆様は、引き続き事務処理をお願いします。

地方税徴収強化対策連絡会議

■大分県内全市町村 税務担当課  
大分県 市町村振興課  
税務課



## 地方消費税率の引き上げについて

～地方消費税について、次のとおり引き上げられることとされました～

	現行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
地方消費税率	1 %	1.7 %	2.2 %
※消費税率換算	(消費税額の 25/100)	(消費税額の 17/63)	(消費税額の 22/78)
消費税率	4 %	6.3 %	7.8 %
合計	5 %	8 %	10 %

※国、地方を通じた社会保障の安定財源確保と財政健全化を図るため、消費税率及び地方消費税率について、上記のとおり 2 段階で引き上げることとされました。なお、引上げ分の税収は、そのすべてが社会保障経費に充てられることとなっています。

### 地方消費税とは

地方消費税は、国の税金である消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供及び輸入される貨物に対して課される税金です。

### 納める人

消費税の納税義務者と同じです。

これを詳しく言うと

国内取引に課される地方消費税では、課税資産の譲渡等を行った事業者です。

輸入取引に課される地方消費税では、課税貨物を保税地域から引き取る者です。

### 納める額

地方消費税の税率は、消費税（4%）額の 2.5% です。

消費税率に換算すると 1% 相当となります。

商品を買ったり、サービスを受けた時に事業者へ支払う代金と一緒に、消費税とあわせて支払うことになります。

### 申告と納税

国内取引に課される地方消費税は、税務署に、消費税の例により、消費税と併せて申告、納税をします。

輸入取引に課される地方消費税は、税関に消費税の例により消費税と併せて申告、納税をします。

### 都道府県間の清算

地方消費税は、最終的に消費された都道府県の収入になるよう「消費に関連する指標」に基づき都道府県間で清算されます。

(清算に使われる消費に関する指標)

- 小売年間販売額（経済産業省商業統計）とサービス業対個人事業収入額（総務省サービス業基本統計）の合算額
- 人口（総務省国勢調査）
- 従業者数（総務省事業所・企業統計）

#### 市町村に対する交付

都道府県間で清算された額の2分の1は、市町村へ人口、従業者数を指標に交付され、身近な行政の貴重な財源としていかされます。

※引き上げ分の地方消費税に係る市町村交付金は全額人口により按分して交付することとされました。なお、現行分の地方消費税に係る市町村交付金については、これまでどおり人口：従業者数=1：1により按分して交付されます。

詳細な内容については、国税庁、財務省のホームページも併せてご覧ください。

## 内科・人工透析内科

循環器内科・消化器内科・呼吸器内科  
アレルギー科・心療内科



日本内科学会認定 総合内科専門医  
日本循環器学会認定 循環器専門医  
日本消化器内視鏡学会 専門医

更生医療(腎臓)指定

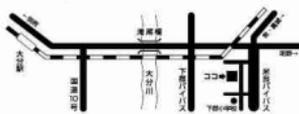
医療法人 明悠会

# 松本内科循環器科 クリニック

院長 松本 悠輝

#### 診療時間

- ◆月・火・木 8:00～12:00 15:00～17:00
- ◆金 8:00～10:30 15:00～17:00
- ◆水・土 8:00～12:00
- ◆毎月、第3火曜日と翌日の水曜日は休診です



〒870-0952 大分市下郡北3丁目21番25号  
TEL 097-554-3200 FAX 097-554-3201  
<http://www.matsumoto-naika.com/>

## 中学生の「税についての作文」

❁ (公財)全国法人会総連合 会長賞 ❁

### 「父の命を繋ぐもの」

大分市立城東中学校 3年 新名 ひとみ

「税金って何に使われているの？」

ニュースを見ていて気になった私は、母に聞いてみました。すると母は、一枚の紙を私に見せてくれました。それは「健康保険限度額適用認定証」というものでした。私の父は今「多発性骨髄腫」という血液のガンになり、約1年前から闘病生活が続いています。病気が診断されたとき、これからの病気の治療費や父が働けなくなったことで、母は父の体のこととこれからの生活についてとても悩んだそうです。そして母は何か社会保障を受けられないものかと思い、病院のソーシャルワーカーに相談したところ、窓口での支払いを軽減できる制度があると聞きました。それは「高額療養費制度」というものです。

高額療養費制度とは、医療費の家計負担が大きくなりすぎないように、医療に関する自己負担額が、1か月単位で一定の額を超えた場合にその超えた分の金額を国が保証してくれる制度です。

そして、父に交付された「健康保険限度額適用認定証」は、長期にわたり高額な治療を要する人が事前に病院へ提出することで、1か月単位で一定額に達した場合、一定額以上の支払いをせずに済むという証明書です。

この、「健康保険限度額適用認定証」がなかった頃は、一度病院に3割負担分の医療費を支払い、後に高額療養者として申請を出して、定額を超えた分の金額が支給されていたそうです。そうなると、一度は治療費や入院費をたくさん用意しなければなりません。私の父が約半年でかかった医療費は、「高額療養費制度」を使い、約百六十万円かかる医療費が支払ったのは約四十万円でした。ということは、約百二十八万円を支払わなくてすむようになったということです。

このお金も社会保障関係費、つまり「税金」です。

私は母の話聞いた後、色々な考えが頭に浮かびました。私は税とは私達が払い、使っているものだけれど、何に使われているかは分からず、ありがたみを感じたことはほとんどありませんでした。しかし、この保険制度があるおかげで、私達家族も落ち着いた生活ができ、父も気をおわずしっかりと治療を受けることができます。

私達が普段過ごしている生活の中にも、税金で作られたりしているものはたくさんあります。国によっては税金がなかったりという国がありますが、私はこの国に生まれてくることができるととても嬉しいです。今の日本でも、税のおかげで救われた命。税のおかげで暮らせる人たちも多くなります。

お年寄りや若い人、年齢を構わずもっと多くの人に、興味、関心を持ち、知ってほしいです。



# 中学生の「税についての作文」



● (公社)大分法人会 会長賞 ●

## 「私たちの暮らしと税金」

大分市立坂ノ市中学校 3年 村上 詩恵梨

これまで払ってきた税金というものは必要なものでしょうか。

私は、百円ショップに行ったときに百円のものを買っているのになぜ五円も払わないといけないんだろうと思っていました。だから私は、税金とはいったいなにに使われているのだろうと疑問に思いました。そしてインターネットで調べてみるといろんな使い道がありました。

私はその中でも「社会保障」が印象に残りました。理由は、私の親が離婚をしていて母子家庭だからです。母子家庭だと高校三年生までの病院のお金がただになったり、給食費がただになったりします。それは税金のおかげだったんだと知ってびっくりしました。

私たち家族だけでなく、もっとお金に困っている人たちがたくさんいると思うので、そういう人たちを助けるためにあるというのがすばらしいなと思いました。

それからもう一つ印象に残ったのは、税金の使い道で、小学生と中学生と高校生で一番高いのは中学生だということです。私は、友達とよく、学校の授業などが大変だから行きたくないと言ったりしますが、今こうやってあたりまえのように通っているのは税金のおかげなんだと思うとそんなことを言てはいけないなと思いました。もしも税金がなかったら、中学校に行くために私たちは、高い金額を払って学校に行かなければなりません。そう考えると税金にはすごく助けられているなと思います。

そして最近、ニュースで消費税が上がるというのをよく聞きます。2014年には8パーセント、2015年には10パーセントになるそうです。そのことを聞いた周りの友達も、高くなったら払うのが嫌だとよく言っています。私もそのうちの一人でした。でも税金のことを調べていくうちに、税金を払うのはしょうがないことだと思いました。なぜなら、税金があるおかげで自分が助かっているという場面がたくさんあったからです。そして、普通の増税では反対意見がとても多いのですが、たばこ税はたばこを吸わない人が賛成をして増税が決まってしまうことが多いので、たばこを吸う人が困るとよく言っています。私はこんな意見を聞いて自分では気づけないことだなと思いました。理由は、もちろん私はたばこを吸っていないし、たばこは体に悪いものだから増税をしてもよいと思っていました。しかし、たばこを吸っている人が不公平さを感じていたのを知って、少し複雑な気持ちでした。でもやっぱりたばこは体には悪いものだし、生活には不必要なものなので増税をするというのは私は賛成です。

私たちは、税のおかげで今の生活を快適に過ごせています。まだ私は、消費税というものしか納めていませんがこれから私は大人になってもっと税との関わりが、増えていきます。でも、それを嫌がらずに社会を支えている税に、感謝をして税を納めようと思います。

## 法人会の活動

### 税の啓発活動

#### 税の街頭広報

11月11日大分法人会（矢野利幸会長）は「税を考える週間」（11月11日～17日）に合わせ、大分市トキハ本店前で、会員や税務署職員、県職員30名とe-Taxのキャラクター「イータ君」も加わり買い物客に「税の意義や使われ方について考えてもらいたい」と呼びかけ「花の種」と「ポケットティッシュ」を配布した。



▲ 花の種を配布



▲ 街頭広報したスタッフ

#### 租税教室講師養成研修会

10月21日、大分県租税教育推進協議会主催の租税教室講師養成研修会が大分税務署において開催され、当法人会より9名出席した。

租税教室における留意事項について、児童・生徒への効果的な指導のあり方について、また、租税教室の進め方についての話があった。



▲ 研修会

## 租税教室

11月13日大分法人会城東ブロック（高橋敦ブロック長）は毎年実施しているブロック管内の中学校の租税教室を、今年度は城東中学校3年生235名を対象に実施した。

大分県租税教育推進協議会が作成している「私たちの生活と税」を教材として、税とのかかわり・税のしくみ・財政の役割などを勉強した。

終了後、学校に図書券を、生徒に法人会グッズを贈呈した。



▲ あいさつする高橋敦ブロック長



▲ 租税教室

## 経営税務セミナー

青年部会（古本太部会長）は、税理士赤川治之氏を講師に、第1回目を10月22日（火）、第2回目を11月26日（火）に、「消費税アップ対策について」と題して、セミナーを開催した。

26年4月から消費税率が8%に、27年10月から10%（予定）に引き上げられることから、参加者は真剣に聴講していた。



▲ 講師 税理士 赤川治之氏



▲ 研 修 会

## 税務研修会

11月27日、青年部会（古本太部会長）は豊の国健康ランドにおいて税務研修会を開催した。

始めに、大分税務署法人課税第1部門統括官 吉田昭二氏より消費税法の主な改正内容について説明があり、続いて、管理運営第1部門統括官 下田恭生氏より電子納税を利用したダイレクト納付についての説明があった。



▲ 研 修 会

## 全国青年の集い（広島大会）

11月8日に、広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）において全国青年の集い広島大会が開催され、全国から青年部会員2,638名が参加し、当部会からも古本部会長ほか7名が参加した。

この大会に先立って、前日7日には、租税教育活動プレゼンテーションが開催され、大会時に租税教育活動プレゼンテーション結果発表と表彰式があり、租税教育活動最優秀会（松戸法人会）の事例発表が行われた。



▲ 参 加 者

医療法人なつめ会

# みぞぐち産婦人科

診療科目／産科・婦人科・母性内科

大分市下郡北3丁目24番21号 TEL. 097(569)7770

## 税務署訪問

11月13日 女性部会（柴田文子部会長）は「税を考える週間」行事の一環として、大分税務署を訪れた。署内の案内を岩本法人1部門上席より、「税の役割と税務署の仕事」について川崎広報官より、「事業承継にかかわる贈与税・相続税」について芦刈資産担当審理専門官より研修を受けた。その後参加した役員等14名と中村法人担当副署長・吉田法人1部門統括官と意見交換会を実施した。



▲ あいさつする中村副署長



▲ 参加者と署幹部

## 租税教室

12月9日女性部会（部会長柴田文子）は、初の試みとして、女性部会の会員である税理士光田加壽子さんを講師として、大分市立桃園小学校6年生80名を対象に租税教室を行った。税金にはたくさん種類があり、それがどのように私たちの生活に役立てられているか、もし税金がなくなったらどうなるのか…DVD教材「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を用いて分かりやすく説明し、生徒は自分たちの身近なところで税金が役立てられていること、税金の大切さを楽しく学んでいた。

また、全国法人会総連合女性部会連絡協議会が開催する「税に関する絵はがきコンクール」に応募することとなった。



▲ 講師 光田加壽子さん



▲ 租税教室

## 社会貢献活動

### 公開講演会

12月2日大分法人会城東ブロック（高橋敦ブロック長）は、河野脳神経外科病院河野義久院長を講師に招き「脳卒中予防の10か条」と題して講演会を実施した。

脳に関する病気について、具体的な事例を交えた講演は身近なこととして、熱心に聴講していた。

危険なサインを早めに発見し、受診することと毎日の運動が大切であると訴えていた。



▲ あいさつする高橋敦ブロック長



▲ 講師 河野義久 院長

（公社）大分法人会中央ブロック（佐藤俊治ブロック長）は12月19日午後1時半から、大分市のトキハ会館で「どうなる日本！日本経済の明日を読む」と題して講演会を開催した。

講師は経済ジャーナリストの須田慎一郎氏で、「アベノミクスの3本の矢」について、具体的事例を交え、分かり易い講演であった。

また、「来年の景気予想は7月以降上昇に転じる」と、参加者150名の前で力強く訴えた。



▲ 講師 須田慎一郎氏



▲ 講演を聞く参加者

## 各地のイベントに参加

11月3日に西ブロック（浦田廣ブロック長）は、社会貢献活動の一環として「ななせの里まつり」に参加した。

お祭りに来ていた児童を対象に、簡単な「税金〇×クイズ」を実施し、法人会のグッズ（シャープペンシル、ボールペン、鉛筆など）を贈呈した。また、大人には「暮らしの税情報」シリーズの中から「保険と税」「医療費を支払ったとき」「マイホームを持ったとき」のチラシを配布した。



▲ ななせの里まつり会場



▲ スタッフ

こころにとどく   
**花キューピット**

内閣総理大臣賞受賞の店  
 一級フラワー装飾技能士の店

**野田麗花園**

E-mail: florist@nodareikaen.jp

世界165ヶ国にお花が贈れる花店  
 インターネットホームページアドレス  
<http://www.nodareikaen.jp>

SINCE 1927



**NODA** REIKAEN  
 FLOWER & GREEN PLANT

本店：大分市長浜町1丁目3-10 ☎097-532-0700  
 支店：トキハ会館フラワーショップ ☎097-538-3077

## 婚活イベント交流パーティー

青年部会（古本太部会長）は、平成23年より地域の社会貢献活動の一環として、婚活事業を行っている。

今回は11月16日（土）にトキハ会館において、「大分市絆づくり婚活サポート事業出会い応援事業」の一環として、第8回婚活イベント交流パーティーを開催した。

1：1のプロフィールトークから始まり、和やかな中にも積極的にお話しされていた様子が見られた。また、フリートーク時間に於いても、男女問わずに連絡先の交換などを行っている姿がみられ、良い交流となった。

参加者、男女29対29の中から、カップル8組が誕生した。

今後も、真面目に、そして楽しいイベントを開催していきます。

次回、第9回は3月8日（土）開催予定です。大分法人会ホームページに随時、掲載していきますのでご覧ください。

URL：<http://www.oitakenhouren.com/oita/>



▲ 若林重三 青年部公益委員長と  
小林弥生 アナウンサー



▲ 会場の様子

## 青年部会会員募集

- 【入会資格】 50歳までの経営者及び経営幹部の方で男女不問
- 【年会費】 6,000円
- 【活動内容】 各種研修会、交流会の開催、視察、親会事業への参加。
- 【問い合わせ】 事務局：川野真理子まで（電話 532-8917）



## チャリティゴルフ

11月21日大分法人会（矢野利幸会長）は5ブロックの親睦を図るため、臼杵カントリークラブで34名が参加し、チャリティゴルフ大会を実施した。

参加者から頂いた募金を12月3日大分合同福祉事業団に寄贈した。また、円ブリオ基金にも寄贈することとした。

成績は次のとおり

優勝	佐藤 哲郎 氏	NET 70.6 (グロス85)
準優勝	黒田 博士 氏	NET 71.8 (グロス91)
3位	峯 栄司 氏	NET 72.0 (グロス90)



▲ 募金の寄贈をした  
副会長 杉原 正晴 氏  
副会長 平倉二三雄 氏

## チャリティゴルフ

11月27日青年部会（古本太部会長）は、毎年実施しているチャリティゴルフを臼杵カントリークラブで開催し、36名が参加した。集まった募金を円ブリオ基金へ寄付する事となっている。

成績は次のとおり、

優勝	本田 喜世彦 氏	NET 70.6 (グロス97)
準優勝	恵 藤 誠 氏	NET 70.8 (グロス96)
3位	佐 藤 俊 孝 氏	NET 71.2 (グロス94)



▲ 参 加 者

## 地熱発電所見学

11月8日 女性部会（柴田文子部会長）は、役員16名で女性部会の活動の主軸のひとつである「節電事業いちごプロジェクト」の一環として、久重町にある八丁原地熱発電所を見学した。壮大な自然の中にある大きな発電機などを実際に見学しながら、化石燃料を全く使わず地下から取り出した蒸気を利用して発電するしくみを学び、化石燃料に頼らないクリーンなエネルギー、地熱発電の重要性を改めて感じた。

その後、九州芸術の杜で榎木孝明美術館や大野勝彦美術館を訪れ芸術の秋を堪能した。



▲ 研修風景



▲ 参加者

## 生命尊重サポート研修

11月17日 福岡県柳川市であった九州地区生命尊重サポーター研修会に今年は女性部会4名が参加した。講演研修会後の交流で、「生命尊重ニュース」の購読者を拡大するため話し合いがあり、法人会で何が出来るか検討した結果、来年度実施される大分法人会女性部会「女性の集い」で「生命尊重ニュース」を配布し、購読者の拡大を図ることを発表した。



▲ 講師 中村洋志 氏



▲ 大分県下からの参加者

## 新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

法人名	代表者氏名	所在地	業種
(株) 三 誠	山 盛 正 昭	大分市六坊北町 2 番 68-102号	鋼製建具業
(株) シーアールエー	植 田 良 文	大分市生石港町 2-12-36	サービス業
(有) 割 烹 橋	牧 敏 則	大分市府内町 1-1-15	飲食店
ぬくもりハウス(株)	佐 藤 宏 和	大分市顕徳町 3-1-16	設計・建設業
大分石油(株)	永 岡 壯 三	大分市王子港町 1-14	石油製品販売業
(株)九州文化財総合研究所	藤 井 一	大分市向原西 1-1-27	測 量
(有)ABCエンタープライズ	大 串 陽 一 郎	大分市元町 5-29	おしぼりリース業
(株) 新 生 産 業	宮 崎 誠 治	大分市三川新町 2-2-10	非鉄金属製品製造
(有) 中 央 広 告	衛 藤 節 子	大分市大字大分5043番地	看板・広告
(株) モ モ カ	佐 藤 理 沙	大分市長浜町 1-9-15-202	サービス業
(有) え だ 源 工 業	池 邊 則 雄	大分市富岡 5 組	管 工 事

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成25年10月16日から平成25年12月27日受付まで)



### 広報誌「ゆたか」

発行：公益社団法人 大分法人会  
 大分市長浜町3丁目15番19号  
 大分商工会議所ビル2階  
 TEL. 097-532-8917  
 FAX. 097-537-3476  
 E-mail ho-oita@orion.ocn.ne.jp  
 URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>



中小企業のみなさまへ

# 「事業の再生 応援します!!」



## 再生支援の流れ

**第一次  
対応**  
(再生支援窓口)

専任の窓口専門家が常駐しています。  
資料拝見の上、経営全般について  
ヒヤリングを行います。

ご相談は  
できるだけお早めに!  
ご相談は無料です。  
秘密は厳守!

**事前  
予約制  
です。**



### 抱える課題の抽出

#### 各種アドバイス

- 経営の改革・改善全般の助言
- 事業再構築
- 金融調整
- 不採算事業等の早期処理

#### 紹介

- (連携支援機関)
- 商工会議所・商工会等
  - 中小企業基盤整備機構
  - 政府系金融機関

**第二次  
対応**  
(個別支援チーム)



#### 再生計画策定支援

弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、  
金融機関等で構成される個別支援チームにより  
再生計画策定を支援します。

#### フォローアップ

計画策定後のフォローアップ

※支援内容によっては負担が発生する場合があります。

●お問い合わせ先

**大分県中小企業再生支援協議会**

開設時間/月～金8:30～17:00(祝・祭日を除く)

〒870-0023 大分市長浜町3丁目15-9 大分商工会議所ビル3F

TEL 097-540-6415

〒870-0026 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館ビル5F  
(大分県商工会連合会内)

TEL 097-534-9507

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

# 法人会の自動車保険



## 2013年 法人会のビジネスガードシリーズに 自動車保険登場!

AIU損害保険株式会社は、  
法人会の福利厚生制度受託会社として、  
企業経営者の皆さまにリスクソリューションを  
提案して参ります。

- 政府労災の上乗せ補償  
アットワーク ハイパー任意労災
- 労務における賠償リスクから企業を守る  
ハイパープロ  
(アットワークハイパー任意労災事業主相談費用等補償特約)
- 病气入院の上乗せ補償  
ハイパーメディカル  
(アットワーク ハイパー任意労災メディカル特約)
- ご希望に合わせて設計できる火災保険(財物の補償)  
プロバティガード+地震対策プラン
- 企業の賠償リスクを包括的に補償  
企業賠償保険STAR6(スターズ)
- 個人情報が漏洩した場合の賠償リスクを補償  
個人情報漏洩対策プラン
- 製品リコールに備えた保険  
生産物品質保険(CPI-Lite 2.0)
- 事業経営リスクを1つの保険で補償  
ニュービジネスパック

**AIU損害保険株式会社**  
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先  
大分支店  
大分市都町1-3-22  
大分都町ビル 2F 〒870-0034  
Tel 097-532-6102 Fax 097-532-8624

この広告に保険の概要をご説明しました。[地震対策プラン]につきましては、一部お引受できない場合がございます。ご理解、ご了承願いますようお願い申し上げます。

# Affac

## 法人会

# 「がん電話相談」が、 あなたの悩みにお答えします。

法人会会員企業の皆様に  
うれしいお知らせ

金曜日を除く  
平日の毎日、  
ご相談を承ります!!

**毎週月～木曜日**  
午前11時～午後3時  
(祝祭日を除く)



法人会「がん電話相談」は、法人会会員企業にお勤めの方であれば、フリーダイヤルで〈がん〉に関する悩みや不安、疑問に直接電話で相談できるサービスです。がんに関する治療方法や精神的なご相談に専任カウンセラーがお応えします。また、一部のご相談については、癌研有明病院の専門医が回答します。

※専門医による相談は、毎週月曜日に産経新聞で告知されるテーマについてのみ。先着順となります。

※特定の病院や医師、特殊な治療法や薬品等についてはお答えできません。

※電話はつながりにくいことがあります。

法人会専用

フリーダイヤル

0120  
Free Dial

は や く 診 よ う な  
**0120-889-347**

毎週月～木曜日 11:00～15:00

■引受保険会社

Affac

アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社  
〒870-0034 大分市駅前1-2-19 大分都町第一生命ビル  
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き  
コールセンター ☎0120-5555-95



三男三女。



二十一男四女。

## 社員を家族と思う。

そんな経営者の愛情が、会社を未来につなげていく。



七男五女。



四男六女。

企業を支えつづける夢がある。

**DAIDO** 大同生命

**T&D**  
T&D保険グループ

大分支社/大分市都町1-3-22 (大分都町ビル3F) TEL. 097-532-8278